

# 水道水の水質検査

一般社団法人 上伊那薬剤師会

市町村から供給される水道水や、自己水源を利用する専用水道では水道法による定期的な水質検査が義務付けられています。当センターでは水道水質検査機関として水道水検査を行っています。

## 【浄水】

- ・浄水全項目検査 使用開始時
- ・毎月検査 月に1回以上
- ・消毒副生成物等 3ヶ月に1回以上
- ・水質基準項目のうち毎月検査、消毒副生成物等を除く項目
  - 過去の検査結果において水質基準値の1/5を超過した項目 3ヶ月に1回以上
  - 過去の検査結果において水質基準値の1/10を超過した項目 年1回以上
  - 上記以外 3年に1回まで省略可能
- ・カビ臭気物質 月に1回以上(藻類の発生時期)

## 【原水】

- ・原水全項目検査 年1回以上
- ・クリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査

## 専用水道

寄宿舍、社宅、療養所等に使用する自家用の水道。  
市町村水道だけから供給を受ける場合にも大きな施設では専用水道に該当する場合があります。

自己水源: 居住者が101人以上または最大給水量が1日 $20\text{m}^3$ を超えるもの

水道水: 受水槽の有効容量の合計が $100\text{m}^3$ を超えるもの、  
または口径25mm以上の導管の全長が1500m以上の施設

※ 井戸水等の自己水源を使用する規模の大きい(給水量が多い)施設では専用水道に該当する場合があります。その際は各市町村窓口へ届出を行い、水道水と同様の定期的な水質検査が必要です。

## 飲料水供給施設及び簡易給水施設

井戸水や湧水などを利用し、数件の集落や地区において水道組合などで管理される小規模な水道施設。

- ・飲料水供給施設: 給水人口50人以上～100人以下
  - ・簡易水道給水施設: 給水人口概ね20人以上～49人以下
- 年2回(6ヶ月以内に1回)水質検査が必要となります。そのうち1回は水質基準全項目検査を行います。

## 簡易専用水道

市町村水道からのみ供給を受ける受水槽で $10\text{m}^3$ を超えるものが対象となります。